

高度化法の中間評価の基準となる 目標値の設定について

2019年9月13日

資源エネルギー庁

高度化法の非化石電源比率の達成状況について

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 高度化法施行令第5条第1号に掲げる事業を行う小売電気事業者、及び一般送配電事業者と特定送配電事業者^{注)}のうち、2018年度における電気の供給量が5億キロワット時以上の事業者（報告対象事業者）は、2019年7月末に高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用の目標達成のための計画（達成計画）を提出した。（提出対象となった企業は59事業者（国内の販売電力量のシェア率97%））
- 昨年度同様に、今回提出される達成計画については、現状の非化石電源比率を確認するとともに、2030年度の目標達成に向けた取り組み状況等の確認に重点をおいて評価を行った。

高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 高度化法に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、2018年度における電気の供給量（小売供給分に限る）が5億kWh以上の事業者（以下掲載）計57社(59事業者)から、非化石エネルギー源の利用目標達成計画（達成計画）の提出があった。

※なお、昨年度に達成計画を提出した事業者のうち、今年度の達成計画提出対象外となった事業者は存在しなかった。

<2018年度の達成計画の報告対象事業者>

旧一般電気事業者	新電力				
北海道電力	(株)F-Power	(株)Loop	オリックス(株)	K D D I (株)	大和ハウス工業(株)
東北電力	イーレックス(株)	ダイヤモンドパワー(株)	シン・エナジー(株)	東邦ガス(株)	HTBIエナジー(株)
東京電力EP	イーレックス・スパーク・マーケティング(株)	出光グリーンパワー(株)	(株)アイ・グリッド・ソリューションズ	(株)シナジアパワー	鈴与商事(株)
中部電力	(株)エネット	(株)新出光	サミットエナジー(株)	(株)ジェイコムウエスト	SBパワー(株)
北陸電力	出光興産 (昭和シェル石油(株))	(株)ウエスト電力	リコージャパン(株)	アーバンエナジー(株)	(株)パネイル
関西電力	(株)オプテージ	北海道瓦斯(株)	東京ガス(株)	丸紅新電力(株)	(株)ハルエネ
中国電力	エネサーブ(株)	伊藤忠エネクス(株)	(株)東急パワーサプライ	(株)関電エネルギーソリューション	東海電力(株)
四国電力	(株)サイサン	大阪瓦斯(株)	王子・伊藤忠エネクス電力販売(株)	M C リテールエナジー(株)	
九州電力 (送配電・小売)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	エフビィコミュニケーションズ(株)	テプコカスタマーサービス(株)	(株)グローバルエンジニアリング	
沖縄電力 (送配電・小売)	日本テクノ(株)	J X T G エネルギー(株)	日鉄エンジニアリング(株)	(株)エナリス・パワー・マーケティング	

▶ 計57社(59事業者)

(順序は小売登録番号順)

高度化法の非化石電源比率の現状について

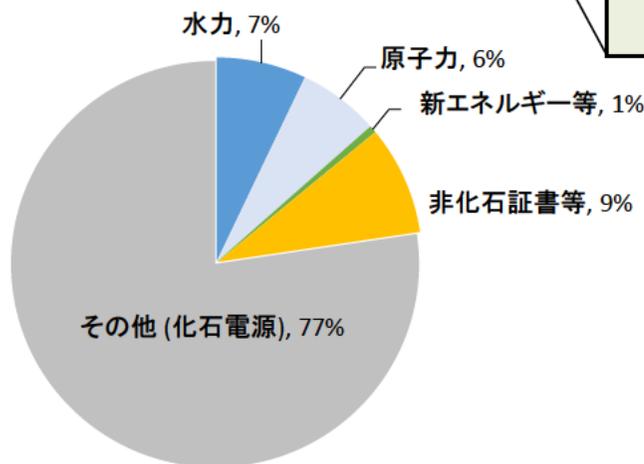
令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 報告対象事業者は、達成計画の提出にあたって非化石電源比率の現状と2030年度の目標値を記載することになっている。報告対象事業者の非化石電源比率の現状（2018年度実績）は以下のとおり。

非化石電源比率加重平均	
23%	

非化石電源種別	比率
水力	7%
原子力	6%
新エネルギー等	1%
非化石証書等	9%
合計	23%

2018年度実績	
非化石電源比率	事業者数
40%~	2
35%~40%	1
30%~35%	1
25%~30%	1
20~25%	3
15~20%	1
10~15%	14
5~10%	36
合計	59



単位：GWh

非化石証書等の状況	
非化石証書使用量	24.9
余剰非化石電気相当量の分配 (売残りFIT非化石証書の分配量)	75,163

(参考)高度化法の非化石電源比率の現状（2017年度実績）について

平成30年9月第11回電力・ガス基本政策小委員会資料より抜粋

- 報告対象事業者は、達成計画の提出にあたって非化石電源比率の現状と2030年度の目標値を記載することになっている。報告対象事業者の非化石電源比率の現状（2017年度実績）は以下のとおり。

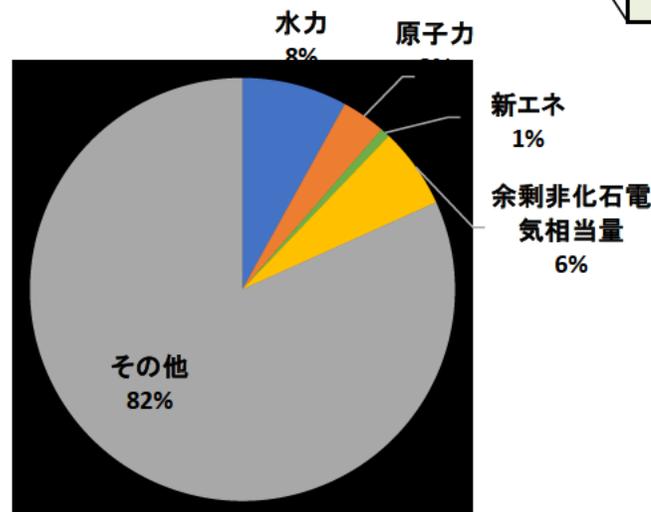
非化石電源比率加重平均
18%

非化石電源種別	比率
水力	8%
原子力	3%
新エネルギー等	1%
非化石証書	0%
余剰非化石電気相当量の分配	6%
合計	18%

単位：GWh

2017年度実績	
非化石電源比率	事業者数
40%～	0社
35%～40%	0社
30%～35%	1社
25%～30%	3社
20～25%	3社
15～20%	1社
10～15%	8社
5～10%	30社
0～5%	0社
合計	46社

非化石証書等の状況	
非化石証書使用量	2.2
余剰非化石電気相当量の分配 (売残りFIT非化石証書の分配量)	51,837



2017年度実績との比較

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 昨年提出された達成計画に基づく2017年度の非化石電源比率の実績値と2018年度の非化石電源比率の実績値の比較を行った。
- 対象事業者全体の非化石電源比率は、2017年度18%に対し、2018年度は5%増加し23%となった。
- 昨年同様、大半の事業者が非化石電源比率は15%未満であるが、30%以上の非化石電源比率の事業者は、2017年度1社に対し、2018年度は4社となった。

対象事業者全体の非化石電源比率

非化石電源種別	2017年度	2018年度
水力	8%	7%
原子力	3%	6%
新エネルギー等	1%	1%
非化石証書等 (余剰非化石電気相当量含む)	6%	9%
合計	18%	23%

対象事業者の非化石電源比率の分布

非化石電源比率	2017年度	2018年度
40%~	0	2
35%~40%	0	1
30%~35%	1	1
25%~30%	3	1
20~25%	3	3
15~20%	1	1
10~15%	8	14
5~10%	30	36
合計	46	59

2030年度目標に向けた取り組みについて

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- **報告対象事業者は、達成計画を提出するにあたって、2030年度の目標値（44%）を記載すると共に当該目標達成に向けた取り組みについても記載した。** 取り組み内容の集計結果は以下のとおり。

2030年度の目標達成に向けた取り組み (代表的なもの)	事業者数
非化石証書の購入	49
卒FIT電気や非FIT再エネ電気の調達	31
公営水力・大型水力の電気の調達	10
自社保有の大型水力発電所の安定操業や原子力発電所の再稼働及び安定操業等	10
非FIT再エネ発電所の安定操業及び新規開発	9
原子力発電の電気の調達	4
廃棄物等の新エネルギー電気の調達	14

達成計画提出対象事業者からの意見

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

<高度化法2030年度目標の実現に関する主な意見>

- 目標を実現するにあたっての費用を円滑かつ適正に転嫁できない恐れがある。仮に、非化石証書の購入費用等の非化石価値がお客さまに転嫁できない場合、小売電気事業者の事業環境が厳しいものとなる。このため国は、高度化法第14条の内容を踏まえ、小売電気事業者が非化石価値を転嫁することに寄与する所要の策を講じていただきたい。具体例としては、小売電気事業者が料金単価を決めるにあたっては、経過措置料金の単価を目安にしていることが多いと思われることから、非化石価値を踏まえて経過措置料金の値上げを実施することを検討いただきたい。
- 激変緩和の「一定量」の水準については、2018年度の「余剰非化石電気相当量」の実績を踏まえつつも、それだけに囚われず、競争影響への緩和の観点から最大限の量となること。
- 原子力や大型水力などの電源由来の非化石電源比率は別枠で評価し、それ以外の電源（再エネ電源など）に限定した上で全小売事業者の目標を設定すべきであるが、そのような制度設計が困難な場合は、すべての小売事業者が公平な条件で非化石価値を購入できるように、原子力や水力等由来の非化石価値も含め、非化石市場に適切な価格かつ十分な量で流通させることが必要ではないか（旧一般電気事業者発電部門の恣意で偏った燃料種のみ供出されてはならない）。
- 非FIT非化石証書の販売益については、発電事業者に非化石電源の維持・拡大を進めるインセンティブを与えるという趣旨以外に収入が使われないことがないよう、用途を厳密に制限すること。その際には、小売への販売益の還流の観点のみではなく、発電事業者間の公平性の観点も踏まえた制度措置を講ずること。
- 現状の高度化法による規定では、小売販売電力量が年間5億kWh以上の事業者のみ、目標提出の対象とされている。一方、2030年度目標の達成は、事業規模の大小を問わず必要となることから、目標提出対象についても、小売事業者全体に義務を課すことが適当。
- 今後、太陽光電力を蓄電池やEVに蓄電し、自家消費または系統に送電する事例が多くなるものと思料。従い、「蓄電池を活用し、系統に送電した電力」や「自家消費電力」の非化石価値をどのように取り扱うかを議論することが重要になると考える。
- 事業者の経営上の影響に配慮し、非化石証書の最低価格の見直しについても検討する。
- 卒FIT電気などから生じる非FIT非化石証書の価値向上やビジネスの広がりのためには、非FIT非化石証書がRE100に適用できることが不可欠である。現行の相対契約でもRE100への適用が可能なのか、あるいはFIT非化石証書のようなトラッキングが必要なのか、等についての状況の整理と、RE100適用に必要な環境整備を要望したい。

2018年度の達成計画の評価

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 報告対象事業者による2018年度の非化石電源比率の加重平均は23%で、昨年度の実績値18%から5%上昇。これは、FIT電気及び原子力発電からの調達がそれぞれ増加したことが主な要因。
- また、小売電気事業者単位で見ると、みなし小売電気事業者のうち、一部の事業者は水力・原子力発電の活用等により、平均以上の非化石電源比率となっている。他方、新電力は一部の事業者が平均以上の非化石電源を利用しているが、大半の事業者の非化石電源比率が10%以下であり、余剰非化石電気相当量（売残りFIT非化石証書 9%）が非化石電源利用の過半を占めている。
- 報告対象事業者から、化石電源グランドファザリングや中間目標の設定などを含む新電力と旧一般電気事業者の公平な競争環境の確保が必要といった意見があった。
- また、2030年度の目標達成の方法としては、「卒FIT電気や非FIT再エネ電気の調達」、「公営水力・大型水力の電気の調達」、「自社保有の非化石電源の安定操業」等が挙げられるなか、多くの事業者から「非化石証書の購入」が挙げられた。
- これらを踏まえ、高度化法の目標の確実な達成に向けて、中間評価の基準設定を含めた非FIT非化石証書の取引環境の整備等に取り組んでいくことが必要。

- 制度検討作業部会第二次中間とりまとめ（令和元年7月）において、本年7月末の高度化法の達成計画の提出を踏まえ、2020年度の具体的な目標の決定や化石電源グランドファザリング（特例措置）※の決定を、年内を目途に行うこととされた。

※従来、化石電源等の電気を調達していた小売事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行う化石電源グランドファザリング（特例措置）を導入することとなり、化石電源グランドファザリングの設定にあたっては、制度検討作業部会第二次中間とりまとめにおいて、2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて設定することとされた。

- また、2020年度の具体的な目標の決定にあたっては、2020年度の想定される我が国全体の非化石電源比率や、それを踏まえた野心的な目標設定の在り方を踏まえつつ、激変緩和量の精査や証書市場がひっ迫する蓋然性が低いこと等の確認も行いながら、審議会において確認を得ることとされた。

- これらを踏まえ、2020年度の具体的な目標値の設定※について、制度検討作業部会で詳細議論を進め、年内を目途に本小委員会で報告することとしたい。

※なお、第1フェーズにおける事業者の予見性を高めるため、2021年度、2022年度の暫定目標値に関する考え方についても併せて示すこととしたい。

制度検討作業部会第二次中間とりまとめ（抜粋）

P46（今後の手続きについて）

これまでの非FIT非化石証書に係る議論を取りまとめた上で、パブリックコメント手続きを行い、10月中を目途に規定等の整備を行うこととする。

あわせて、本年7月末の高度化法の達成計画の提出を踏まえ、2020年度の具体的な目標の決定や化石電源グランドファザリング（特例措置）の決定を、年内を目途に行うこととする。（所要の規定類の整備は本年度内を目途に行う）

また、達成計画の提出対象事業者（5億kWh）の基準についても実態把握を行った上で議論することとする。

2020年度の具体的な目標の決定にあたっては、2020年度の想定される我が国全体の非化石電源比率や、それを踏まえた野心的な目標設定の在り方を踏まえつつ、激変緩和量の精査や証書市場がひっ迫する蓋然性が低いこと等の確認も行いながら、審議会において確認を得ることとする。